

事 務 連 絡

平成21年 5 月 23日

各 クラブ代表者 殿

滋賀県ソフトテニス連盟

会 長 宇 野 治

(公印省略)

会員登録制度実施に伴う事務処理について

新緑の候、貴殿にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、滋賀県ソフトテニス連盟の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年度より『会員登録制度』がコンピュータ化され、各クラブでコンピュータによる登録事務をお願いしてまいりましたが、平成20年4月から現金授受のトラブルを解消するため「登録料納付システム」が運用開始されました。

つきましては、既に(財)日本ソフトテニス連盟から通知のありました、会員登録料納付システムにより6月30日までに会員登録が終了されますようよろしくお願い申し上げます。

なお、滋賀県ソフトテニス連盟平成21年度の加盟金につきましては、日本ソフトテニス連盟の会員登録料納付システムを使用せず、下記、滋賀県ソフトテニス連盟の一般会計に納入されますようよろしくお願い申し上げます。

記

【連盟加盟金振込先口座】

銀行名	びわこ銀行 竜が丘支店
口座種類	普通預金口座
口座番号	223114
口座名義	滋賀県ソフトテニス連盟 一般会計 宇野 治 (シカケンソフトテニス連盟 イッパソカイ ウノサム)

※ お 願 い ※

下記の項目につきましては、コンピュータ処理が終了し、口座振込みを確認されましたら必ずFAX等でご報告をお願いいたします。

滋賀県ソフトテニス連盟事務局 宛

(FAX : 0748-37-2463)

所 属 ()

記載責任者 ()

【滋賀県連盟口座振込内訳】 (銀行振込日:平成 年 月 日)

平成21年度連盟加盟金 (30,000.20,000.15,000.10,000)	=	円
学連所属の大学生	500円 (1人) × 人 =	円
小 計		円

【会員登録状況】 (指定の振込機関振込日:平成 年 月 日)

(日本ソフトテニス連盟納付システム)

会員登録料 (日本連盟)	1,000円 (1人) × 人 =	円
会員登録料 (滋賀県連盟)	500円 (1人) × 人 =	円
中学生の登録料	500円 (1人) × 人 =	円
小学生の登録料	500円 (1人) × 人 =	円
合 計		円

【会員登録事務は6月末日までに行ってください。】

【西日本選手権及び全日本実業団大会】に出場される選手は、5月末日までに必ず会員登録及び滋賀県連盟加盟金の納入を済ませて下さい。

【新規団体の登録方法】・・・昨年度(H20)までに登録していない団体

①まず、所属する滋賀県連盟事務局へ新規団体申請を行ってください。

様式は、日本ソフトテニス連盟のHPから「新規団体作成申請用紙」をダウンロードして下さい。

②滋賀県連盟事務局より団体ID番号とパスワードが通知される。

連絡先

〒523-0004

近江八幡市西生来町1380 福地茂方

滋賀県ソフトテニス連盟

電話:0748-37-2445 FAX:0748-37-2463

以 上